

報告第5号

議会の委任による専決処分の報告について

(町道側溝の鉄板変形による物損事故の損害賠償に係る和解及び損害賠償  
の額の決定)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次の  
とおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告す  
る。

令和4年6月10日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

## 専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年5月2日

湯梨浜町長 宮脇 正道

町道側溝の鉄板変形による物損事故の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上町の義務に属する事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1. 和解の相手方  
鳥取県湯梨浜町 個人
2. 和解の要旨  
町側の過失割合を10割とし、町は、物的損害に対する損害賠償金61,820円を支払うものとする。
3. 事故の概要
  - (1) 事故発生年月日  
令和4年3月25日(金)
  - (2) 事故発生場所  
湯梨浜町大字長和田地内 町道景宗寺長和田線
  - (3) 事故の状況  
相手方の運転する車両が町道を走行中、変形していた道路側溝の鉄板の上を通過した際に、車体が鉄板に接触、破損させたもの。